

# 一般社団法人 日本バイオデザイン学会 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本法人は、一般社団法人日本バイオデザイン学会と称する。

(主たる事務所)

第2条 本法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

## 第2章 目的及び事業

(定義)

第3条 本定款において使用される言葉を下記の通り定義する。

- (1) 医療機器：予防・診断・治療を目的とする、機器・ソフトウェア・システム・再生医療などの医療機器
- (2) バイオデザイン学：大阪大学、東北大学、東京大学に導入したバイオデザイン・プログラム

(目的)

第4条 本法人は、ニーズ・スタートを特徴とするバイオデザイン学を、品質の維持・向上に努めながら、大学等の教育機関、産業界、行政機関などに広く普及させ、医療機器イノベーションの推進とリーダー人材の輩出を目的とする。もって、日本の医療機器産業の発展と世界の医療に貢献する。

(事業)

第5条 本法人は、前条の目的を達成するため、バイオデザイン学（以下、本プログラムと云う）の学術成果発表の場としての学術総会の開催、バイオデザイン学の新規導入大学への立ち上げ支援とアセスメント、プログラム指導者としての教員育成の為の認定コース並びに医療機器開発実務者の育成とスキル認定事業を行うと共に、次の事業を行う。

- (1) 本プログラムに関する学会、講演会、研究会、セミナー等の各種イベントの開催
- (2) 本プログラムに関する受託・委託事業、調査研究事業、並びに図書等の発行
- (3) その他本法人の目的達成に必要な事業

## 第3章 会員

(法人の構成員)

第6条 本法人の会員は次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員

本法人の目的に賛同して入会した個人又は団体

(2) 賛助会員

本法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

(会員資格の取得)

第7条 本法人に正会員として入会しようとする者は、2名以上の会員の推薦を受け、所定の書面をもって申し込み、理事会の承認を受けなければならない。

2 所定の書面で申し込んだ事項が変更した場合には、速やかに別に定める変更届を代表理事に提出しなければならない。

(会費等)

第8条 会員は理事会が定める「会員入会細則」による会費を納入しなければならない。

2 納入済みの会費等は、理由の如何を問わず返還しない。

(退 会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を代表理事に提出することにより、任意にいつでも退会することが出来る。

(除 名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するときは、総正会員の決議によって除名することができる。

- (1) 本定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 死亡又は失踪宣告を受けたとき
- (2) 総会員の同意があったとき

## 第4章 総会

(構 成)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権 限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額並びに支給の基準の決定
- (3) プログラム実施教育機関への寄付
- (4) 計算書類等の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散および残余財産の処分
- (7) 理事会において総会に付議した事項
- (8) 会員の除名
- (9) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 総会は、定時総会として毎年度1回、事業年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、臨時総会を必要に応じて開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

(議長)

第16条 総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

2 総会に出席できない正会員は、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

(書面または電磁的方法による議決権の行使)

第18条 書面または電磁的方法による議決権の行使は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、法令で定めるところにより、当該記載をした議決権行使書を提出又は電磁的方法により提供して行う。

2 前項の規定により行使した議決権の数は、出席した正会員の議決権の数に算入する。

(決議)

第19条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事から選ばれた議事録署名人2名が前項の議事録に署名又は記名押印する。

## 第5章 役員

(役員の設定)

第21条 本法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上15名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち、1名を代表理事とする。

3 監事のうち、1名を外部の専門家から選任することができる。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、正会員の中から総会の決議によって選任する。ただし、必要があると認められる場合は、正会員以外の者から選任することができる。

2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款並びに理事会で別に定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、本法人を代表し、その業務を執行する。

3 代表理事は、毎事業年度毎に4ヵ月を超える間隔で2回以上、自己の執務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監督し、法令に定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び事務局に対して事業の報告を求め、本法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。また増員した理事の任期は、他の現任者の残存期間とする。

3 理事または監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した

後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

4 代表理事の就任期間は4年を超えないものとする。

5 理事は、定時総会時の満年齢70歳以上をもって退任とする。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第27条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、外部役員に対しては、総会において別に定める報酬等の支給の基準に基づいた額を、総会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、交通費等その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(責任免除)

第28条 本法人は法人法第114条の規定により、理事会の決議をもって、同法第111条の行為に関する役員（役員であった者も含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

## 第6章 理事会

(構成)

第29条 本法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 本法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 代表理事の選定及び解任

(4) その他理事会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

(招集)

第31条 理事会は、代表理事が招集する。

2 理事会は、年2回以上開催する。ただし、各号のいずれかに該当する場合は、臨時に理事会を開催する。

(1) 代表理事が必要と認めたとき。

(2) 代表理事以外の理事から会議の目的たる事項を記載した書面により開催の請求があったとき。

(3) 監事から法人法第101条の規定に基づき、代表理事に招集の請求があったとき。

(4) その他法令で定められた場合

(議長)

第32条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係者を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 電話、テレビ会議、又はそれに準ずる即時性と双方向性の確保された手段での参加者も出席と見做す。

3 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとする。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 計算

(事業年度)

第35条 本法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第36条 本法人の事業計画及び収支予算は、毎事業年度開始前に理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第37条 本法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で理事会の承認を受けたのち、事業報告については定時総会にその内容を報告し、計算書類については定時総会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 貸借対照表

(3) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(4) 附属明細書

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類は、5年間備え置くものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第38条 本法人の剰余金は、これを一切分配してはならない。

## 第8章 寄附

(寄附)

第39条 本法人は、本法人の目的に賛同する企業その他の法人および個人に対し、寄附を募集することができる。

(寄附金の募集および寄附金の取扱い)

第40条 前条の寄附の募集にあたっては、本法人の目的および事業内容等を書面をもって明示するものとし、その他の募集の方法および手続ならびに寄附金の管理その他の取扱いについては、理事会の決議により別に定める寄附金取扱規程によるものとする。

(寄附金の使途)

第41条 前条により本法人が受けた寄附金は、もっぱら第4条に定める事業を遂行するために必要な使途その他、本定款において支出の認められている費用に充てるために用いるものとする。

## 第9章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第42条 本法人の定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第43条 本法人は、総会の決議その他の法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第44条 本法人が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第10章 公告の方法

(公告の方法)

第45条 本法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

## 第11章 事務局

(事務局)

第46条 本法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局の組織運営に関する必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

## 第12章 補則

(委任)

第47条 この定款に定めるもののほか、本法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

(法令の準拠)

第48条 この定款に定めのない事項はすべて一般法人法その他の法令に従う。